

2016年11月改訂

貯法 気密容器

承認指令書番号	18消安第4400号
販売開始	2004年7月
再審査結果	2008年5月

動物用医薬品

ベンズイミダゾール系駆虫薬  
使用基準

# マリンバンテル®

1g中 フェバンテル 250mg含有

## 500g

販売元

Meiji Seika ファルマ株式会社  
東京都中央区京橋 2-4-16

製造販売元

株式会社 科学飼料研究所  
東京都中央区築地一丁目12番6号

## 本質の説明又は製造方法

マリンバンテル®はバイエル社が開発したベンズイミダゾール系駆虫薬フェバンテルを有効成分とし、線虫類及び吸虫類に広範囲な駆虫スペクトルを有する安全性の高い経口投与剤です。

マリンバンテル®はトラフグの鯉寄生虫ヘテロボツリウム・オカモトイの駆虫剤として新たに開発された動物用医薬品です。

### 成分及び分量

本品1g中、フェバンテル250mg含有  
賦形剤：トウモロコシデンプン

### 効能又は効果

ふく目魚類：ヘテロボツリウム  
(*Heterobothrium okamotoi*) の駆除

### 用法及び用量

1日1回、魚体重1kg当たり、フェバンテルとして下記の量を飼料に均一に混じて5日間経口投与する。

ふく目魚類：12.5～25mg  
(本品として50～100mg)

### ■魚体重当たりの本品の投与量

魚体重 (kg)	本品の投与量 (g/日)
100	5～10
200	10～20
300	15～30
400	20～40
500	25～50
600	30～60
700	35～70
800	40～80
900	45～90
1000	50～100

## 使用上の注意

### (基本的事項)

#### 1 守らなければならないこと

##### 【一般的注意】

- (1) 本剤は、ふく目魚類のヘテロボツリウム (*Heterobothrium okamotoi*) を駆除するために使用し、ふく目以外の魚又は動物には使用しないこと。
- (2) エラムシ(ヘテロボツリウム)の寄生が認められる動物群に対して使用すること。
- (3) 本剤は、正しく使用しなければ病気の治療効果が得られないおそれがあるので、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
- (4) 本剤は、指導機関(家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等)に相談の上使用すること。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

**注意**：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(ふく目魚類)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。  
ふく目魚類：食用に供するために水揚げする前21日間

##### 【使用者に対する注意】

- (1) 本剤の取扱い時には粉じんを立てないようにし、必要に応じて防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。

##### 【魚に関する注意】

- (1) 本剤の使用前に魚の健康状態について観察し、異常が認められた場合には使用しないこと。

##### 【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 本剤を飼料に均一に混合すること。本剤の飼料の混合に際しては、予め配合飼料等に予備混合を行うこと。
- (2) 本剤の使用は1日1回とし、投薬後の給餌を避けること。
- (3) 本剤を数回に分けて使用する場合には、すみやかに使用すること。
- (4) 本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- (5) 本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- (6) 本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- (7) 食品、食器、飼料等と区別して保管すること。
- (8) 誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- (9) 使用済みの空容器等は地方公共団体条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。
- (10) 本剤を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い適切に処分すること。

#### 2 使用に際して気を付けること

##### 【使用者に対する注意】

- (1) 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) 本剤が目に入った場合には、多量の水で水道水で洗眼すること。炎症が生じた場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (3) 本剤を取扱った後は、手及び顔を石鹸で洗浄すること。炎症が生じた場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (4) 本剤であるフェバンテルは、実験動物の高用量投与で催奇形性(ラット)が、また、長期間の高用量投与で肝臓の脂肪化(ラット)や骨髄機能の低下(イヌ)が認められたという報告があるので取扱いには注意すること。

##### 【魚に関する注意】

- (1) 本剤の使用により、一過性の摂餌障害がおこることがある。

##### 【取扱い上の注意】

- (1) 期待する治療効果が得られないことや思わぬ副作用が発生するおそれがあるので、本剤には、他の薬剤を加えて使用しないこと。

### 【注意—使用基準の定めるところにより使用すること】

#### 【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Selka ファルマ株式会社 生物産業事業本部 動薬飼料部  
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号  
<http://www.meiji-selka-pharma.co.jp/>

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、腫瘍若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記(製品情報お問い合わせ先)に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/lyakutou/fukusayo/sousoa/index.html>)にも報告をお願いします。



B-MARIN  
1610

製造番号：MARIN

使用の期限：